

第6号議案

大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則の一部改正について

大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月19日

大阪府教育委員会

<参 考>

[趣 旨]

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行による指定管理者の指定の手續等の変更に伴い、所要の規定整備等を行う。

[施行期日] 平成22年4月1日等

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則の改正概要

1 改正理由

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行による指定管理者の指定手続き等の変更に伴い、所要の規定整備等を行う。

2 改正内容

(1) 指定管理者の指定手続きの改正

(第1条、第2条、第6条～第16条)

スポーツ振興団体及び維持管理団体並びにこれらを構成員とする指定管理者の指定手続きに関する規定を他の体育施設と同様とする。

(2) 指定管理者の指定手続きの改正に伴う別紙様式の改正(様式5～様式9)

上記(1)の指定管理者の指定手続きの変更に伴い、スポーツ振興団体及び維持管理団体に関する様式について、所要の改正を行うもの。

(3) その他文言修正(第17条)

天災その他の緊急事態の発生時における国又は地方公共団体の利用に係る利用料金の減免規定があるが、当該利用は地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用に当たる。行政財産の目的外使用については、行政財産使用料条例第6条第2号及び大阪府公有財産規則第22条第4号、同規則第29条第2号でこれに関する規定があるため、当該規定を削除する。

3 改正時期

平成22年4月1日。ただし、2(3)に係る部分については、公布の日。

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府の大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則

大阪府教育委員会規則第十二号の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」を「第九条」に改める。

第二条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第六条及び第七条を削る。

第八条の見出しを「(指定管理者の公募)」に改め、同条

管理団体の「指定管理者」に改め、同条を第六条とする。

第九条の見出しを「(指定管理者の指定の申請)」に改め、

第十条の見出しを「(指定管理者の指定の基準)」に改め、

第十一条中「維持管理団体」を「指定管理者」に改め、

第十二条を削る。

第十三条第一項中「第七条第二項」を「第六条第二項」

に、「様式第七号」を「(様式第六号)」に改め、同条第二

項を削り、同条を第十条とし、第十四条を第十一条とする。

第十五条中「第九条第三項」を「第八条第三項」に、「様

式第九号」を「(様式第七号)」に改め、同条を第十二条と

する。

第十六条中「第九条第五項ただし書」を「第八条第五項

ただし書」に改め、同条第一号中「第九条第一項」を「第

八条第一項」に改め、同条第十三条とする。

第十七条中「第九条第六項」を「第八条第六項」に、「の

各号のいずれか」に改め、利用料金を減額し、又

は免除することができることを「に掲げる基準」に改め、

同条第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中

「前二号」を「前号」に改め、同条第二号とし、同

条を第十四条とする。

第十八条から第二十二条までを三条ずつ繰り上げる。

様式第五号中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に、「維持管理団体」を「指定管理者指定申請書」に、「第4条第2項」を「第4条」に、「維持管理団体」を「第4条第2項」に改める。

様式第六号を削る。

様式第七号中「(第13条関係)」を「(第10条関係)」に、「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同様式を「第7条第2項」に改める。

式第六号とする。
式第八号を削る。
式第九号中「(第15条第3項)」を「(第12条第3項)」に改め、同様式を、
式第七号とする。
式第八号を「(第8条第3項)」に改め、同様式を、

1 (施行期日) 則ち、平成二十二年四月一日から施行する。た
だこの規則は、平成二十二年四月一日から施行する。た
だ第六項に改める部分及び同条を第十四条とする部分を

2 (経過措置) は、公布の日から施行する。
で改正前の大阪府立門真スポーツセンターの規則
で定める様式により改正後の様式に府立門真スポーツセンターの
調整を行ったことと規定できる。様式により作成した用紙とシ
用条が規定でき。る。様式により作成した用紙とシ

大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、大阪府立門真スポーツセンター条例(平成八年大阪府条例第八号。以下「条例」という。)第九条の規定に基づき、大阪府立門真スポーツセンター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、条例第二条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたときは、開館時間を臨時に変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第五条 (略)</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 条例第三条の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、大阪府公報により行う。</p> <p>一 センターの名称及び所在地</p> <p>二 予定する指定期間</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、大阪府立門真スポーツセンター条例(平成八年大阪府条例第八号。以下「条例」という。)第十条の規定に基づき、大阪府立門真スポーツセンター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、条例第二条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたときは、開館時間を臨時に変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第五条 (略)</p> <p>(スポーツ振興団体及び維持管理団体の協力)</p> <p>第六条 条例第二条第二項第一号に規定するスポーツ振興団体(以下「スポーツ振興団体」という。)及び同項第二号に規定する維持管理団体(以下「維持管理団体」という。)は、これらによつて構成される指定管理者が同条第一項各号に掲げる業務を行うに当たつては、効果的かつ効率的に当該業務が遂行されるよう相互に協力しなければならない。</p> <p>(スポーツ振興団体の指定)</p> <p>第七条 委員会は、条例第三条の規定による指定に当たつては、あらかじめ、当該指定に係る団体に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。</p> <p>一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 センターに関する管理体制計画書</p> <p>三 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他これらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 この条の規定により委員会が書類の提出を求めた日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(維持管理団体の公募)</p> <p>第八条 条例第四条第一項の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、大阪府公報により行う。</p> <p>一 センターの名称及び所在地</p> <p>二 予定する指定期間</p>

改正案	現 行
<p>三 指定管理者の指定の申請の手続</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項</p>	<p>三 維持管理団体の指定の申請の手続</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項</p>
<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第五号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 センターに関する管理体制計画書</p> <p>三 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他これらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p>	<p>(維持管理団体の指定の申請)</p> <p>第九条 条例第四条第二項の規定による申請は、維持管理団体指定申請書(様式第五号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の維持管理団体指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 センターに関する管理体制計画書</p> <p>三 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他これらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p>
<p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第八条 条例第五条第四号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 条例第四条の規定による申請時において、三年以上、団体としての活動及びスポーツ施設の運営の実績(これらに準ずると委員会が認める実績を含む。)があること。</p> <p>二 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために委員会が必要と認めて定める基準</p>	<p>(維持管理団体の指定の基準)</p> <p>第十条 条例第五条第四号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 条例第四条第二項の規定による申請時において、三年以上、団体としての活動及びスポーツ施設の運営の実績(これらに準ずると委員会が認める実績を含む。)があること。</p> <p>二 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために委員会が必要と認めて定める基準</p>
<p>(学識経験者の意見聴取)</p> <p>第九条 委員会は、条例第五条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(学識経験者の意見聴取)</p> <p>第十一条 委員会は、条例第五条の規定により維持管理団体を指定しようとするときは、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第十二条 条例第六条の規定による指定を受けようとするものは、その構成するスポーツ振興団体及び維持管理団体による指定管理者に関する協定の締結後、指定管理者指定申請書(様式第六号)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 指定管理者に関する協定書の写し</p>

改正案	現 行
<p>(指定管理者の名称等の変更の届出)</p> <p>第十条 条例第六条第二項の規定による届出は、指定管理者(名称・住所)変更届出書(様式第六号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第十一条 指定管理者は、毎事業年度終了後(年度の途中において指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後)三十日以内に、センターの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 業務の実施状況</p> <p>二 センターの利用状況</p> <p>三 業務に係る経理の状況</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項</p>	<p>一 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(指定管理者の名称等の変更の届出)</p> <p>第十三条 条例第七条第二項の規定による届出は、指定管理者(名称・住所)変更届出書(様式第七号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>二 スポーツ振興団体又は維持管理団体は、名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、スポーツ振興団体・維持管理団体(名称・住所)変更届出書(様式第八号)を提出することにより委員会に届け出なければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第十四条 指定管理者は、毎事業年度終了後(年度の途中において指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後)三十日以内に、センターの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 業務の実施状況</p> <p>二 センターの利用状況</p> <p>三 業務に係る経理の状況</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項</p>
<p>(利用料金の額の承認申請)</p> <p>第十二条 条例第八条第三項に規定する承認を受けようとする指定管理者は、利用料金承認申請書(様式第七号)を委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(利用料金の額の承認申請)</p> <p>第十五条 条例第九条第三項に規定する承認を受けようとする指定管理者は、利用料金承認申請書(様式第九号)を委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(利用料金の還付の基準)</p> <p>第十三条 条例第八条第五項ただし書の別に定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができることとする。</p> <p>一 天災その他やむを得ない理由によりセンターを利用することができない場合で指定管理者が適当と認めるとき。 条例第八条第一項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)に相当する額</p> <p>二 第四条の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が利用の申込みを取り消した場合において、センターの施設の利用状況及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障がなく、指定管理者が適当と認めるとき。 利用の申込みの取消しの時期に応じて指定管理者が適当と認める額</p>	<p>(利用料金の還付の基準)</p> <p>第十六条 条例第九条第五項ただし書の別に定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができることとする。</p> <p>一 天災その他やむを得ない理由によりセンターを利用することができない場合で指定管理者が適当と認めるとき。 条例第九条第一項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)に相当する額</p> <p>二 第四条の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が利用の申込みを取り消した場合において、センターの施設の利用状況及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障がなく、指定管理者が適当と認めるとき。 利用の申込みの取消しの時期に応じて指定管理者が適当と認める額</p>
<p>(利用料金の減免の基準)</p> <p>第十四条 条例第八条第六項の別に定める基準は、次に掲げる基準とする。</p>	<p>(利用料金の減免の基準)</p> <p>第十七条 条例第九条第六項の別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。</p> <p>一 天災その他の緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体が</p>

改正案	現行
<p>一 次に掲げる者がセンターを利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者</p> <p>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者</p> <p>ハ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。</p> <p><u>第十五条</u>～<u>第十九条</u></p>	<p><u>センター</u>を利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。</p> <p>一 次に掲げる者がセンターを利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者</p> <p>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者</p> <p>ハ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者</p> <p>三 <u>前二号</u>に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。</p> <p><u>第十八条</u>～<u>第二十二条</u></p>

改訂案

取付

様式第5号(第7条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

大阪府教育委員会 様

申請者 住所
(電話番号)
名称
代表者の氏名 印

大阪府立門真スポーツセンター条例第4条の規定により、大阪府立門真スポーツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請します。

様式第5号(第9条関係)

維持管理団体指定申請書

年 月 日

大阪府教育委員会 様

申請者 住所
(電話番号)
名称
代表者の氏名 印

大阪府立門真スポーツセンター条例第4条第2項の規定により、大阪府立門真スポーツセンターの維持管理団体の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請します。

様式第6号(第12条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

大阪府教育委員会 様

申請者 住所
(電話番号)
名称
代表者の氏名 印

大阪府立門真スポーツセンター条例第6条の規定により、大阪府立門真スポーツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請します。

改出案

実行

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第13条関係)

指定管理者(名称・住所)変更届出書
年 月 日

大阪府教育委員会 様

届出者 住所
(電話番号)
名称
代表者の氏名 印

大阪府立門真スポーツセンター条例第6条第2項の規定により、次のとおり届出をします。

指定管理者(名称・住所)変更届出書
年 月 日

大阪府教育委員会 様

届出者 住所
(電話番号)
名称
代表者の氏名 印

大阪府立門真スポーツセンター条例第7条第2項の規定により、次のとおり届出をします。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由		

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由		

様式第8号(第13条関係)

スポーツ振興団体・維持管理団体(名称・住所)変更届出書
年 月 日

大阪府教育委員会 様

届出者 住所
(電話番号)
名称
代表者の氏名 印

大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則第13条第2項の規定により、次のとおり届出をします。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由		

改訂案

発行

様式第7号(第12条関係)

様式第9号(第15条関係)

利用料金承認申請書

利用料金承認申請書

年 月 日

年 月 日

大阪府教育委員会 様

大阪府教育委員会 様

申請者 住所
(電話番号)

申請者 住所
(電話番号)

代表者の氏名 名称 印

代表者の氏名 名称 印

大阪府立門真スポーツセンター条例第8条第3項の規定により、大阪府立門真スポーツセンターの利用料金の額について、別添のとおり申請します。

大阪府立門真スポーツセンター条例第9条第3項の規定により、大阪府立門真スポーツセンターの利用料金の額について、別添のとおり申請します。